

## 滝口基金の廃止について

※平成28年度・平成29年度の特別事業  
(重建懐徳堂竣工[開堂]100周年記念事  
業)への支出をもって廃止。

参考:平成28年度…『懐徳堂事典』増補改訂版出版助成〔60万円〕  
平成29年度(予定)…『懐徳』86号刊行費〔40万円〕

## 「滝口基金」内規

### (目的)

第1条 この内規は、一般財団法人懐徳堂記念会（以下、「記念会」という）が、当該年度の予算だけでは処理できない特別講演会の他、懐徳堂の顕彰を目的とした大規模な事業に充てるため、その管理、運営等に関する事項を規定する。

### (積立)

第2条 本基金は滝口友樹哉氏の寄付にもとづく基金である。同氏の寄付金以外に新たな積立は行わない。

### (利子等の処理)

第3条 本基金から生ずる利子等は、積立金に編入する。

### (管理)

第4条 本基金の管理は、金融機関への預金または預託にて、安全かつ有利な方法をもって保管する。

### (運用)

第5条 本基金の運用については、事業計画検討委員会が協議・決定する。この内規の改正は、理事会の議決に基づき行う。

### (処分)

第6条 本基金は、第1条に定める目的により取り崩すものとするが、これらの目的以外の理由で取り崩す場合は、収支計算書にその旨・理由・金額を記載するものとする。

附 則 この内規は、平成26年6月2日から施行する。

(参考) 滝口基金とは、滝口友樹哉氏（アルソア本社株式会社（AOB 慧央グループ）代表取締役社長）のご寄付をもとにした基金をいう。湯浅邦弘運営委員（大阪大学教授）が、平成25年に株式会社 AOB 慧央グループで講演を行った際、社長の滝口友樹哉氏が本会の主旨に賛同して下さり、本会に100万円を寄付して下さる旨のお申出を頂いた。